

# スリランカにおける支出税廃止の理由を探る

大東文化大学 環境創造学部 塚本 正文

## Exploring the Reasons for Abolishing Expenditure Tax in Sri Lanka

Masafumi TSUKAMOTO

### はじめに

近年の支出税は所得税に置き換わるものとして提案されてきた。例えば、70年代イギリスのミード報告等や90年代アメリカのUSA税提案があげられる<sup>1)</sup>。しかし、何世紀にもわたり基幹税として存在した経験豊かな所得税を、すぐに経験の浅い支出税に完全に置き換えていくのは難しい。それどころか、80年代のR.E.Hall=A.Rabushkaが提案した、税率や控除などを簡素化し事実上所得税から課税ベースを消費としたフラットタックスへ置き換える案や、1999年の初披露から今日まで改良され続けるフェア・タックス法案とよばれる、所得税を小売上税で代替する案も実現していない。つまり、制度上いろいろな欠点が内包されていると知りながらも、現行の所得税を他の税に完全に置き換えるというのは容易な事ではない。

そこで支出税を実施するという観点から考えるにあたり、Kaldor (1955) が支出税をその著書で当初から提案していた通り、まずは付加税として部分的な導入を試みるということから始めてみたい<sup>2)</sup>。これについては、Kaldor 自身がかつてのイギリス領の国家（その後イギリス連邦のひとつとなる）において、支出税の実施例を生み出している。この支出税実施の前例として1958-66年実施のインドと1959-60年および1976-77年実施のスリランカがある。勿論、2つの国家の実施例とも、後にWilliam Andrewsが考案した支出税に前納勘定を導入するといういわゆる現代的支出税が紹介される前に留意する必要がある。しかし、何よりも実際の国家での支出税導入事例という強い強みがあり、支出税の実施を検討するという点から考える際に無視できない大事な事例となる。この事例について、どのような経緯での導入だったのか、どうして短期間で徴税を終了させたのか、実施の難しさを考えるヒントになるだろう。まず先行して導入されたインドの支出税に関しては実施状況や終了理由について、これまで多くの論文で紹介されている<sup>3)</sup>。

一方で、後発となるスリランカ（ただし1972年まではセイロンが国名であった）の事例というと、詳しい文献は少ない。1959-60年にセイロンで導入された支出税（ここでは第1次支出税実施とよぶ）と1976-77年にスリランカで導入された支出税（ここでは第2次支出税実施とよぶ）の2回の

導入事例がある。Kaldor (1980) の中には所得税や富裕税、贈与税とともに支出税の概要と新税制導入の提案について記述があるが導入後の顛末までは記されていない<sup>4)</sup>。他の著作でもスリランカでの支出税終了理由についてこれまで言及されていても明確とは言えなかった<sup>5)</sup>。

インドの支出税については、Kaldor によるインドの税制改革という論文で納税申告書のサンプルを付属させながら詳しく説明されていたが、スリランカについては使われた納税申告書の具体的な内容も示されずその実施の様子を示す情報も僅かであった。そこで、スリランカで実施された支出税はどういう経緯で実施されたのか、なぜわずかな実施期間をもって終了したのかについて調査をすすめたい。とくに第1次支出税実施の終了理由と、それをどう解決して第2次支出税実施にいたることになったのかを解明したい。わたしは、これまでの言われている支出税終了の主な理由を漠然と実施困難だったこと、貯蓄・投資誘因効果不足に求めてよいのか疑問であり、さらに従来から明示されていないことだが第1次支出税終了理由と第2次支出税終了理由が必ずしも同一であるとはいえないので区別する必要があると考えている。

Kaldor は生前に様々な分野を研究対象とし、多くの国を分析対象としていたが、その死後も彼の研究ノートや交わした手紙など集積した資料は分野・対象国ごとに束ねられていて、彼が晩年を過ごしたケンブリッジ大学キングスカレッジ図書館に多くの資料がそのまま残されている。スリランカに関わるものだけでも千枚ほど残されておりこれを手がかりに、本論を書くにあたり当時の資料を掘り起こすことが可能になった。

本論の構成は、まず第1次支出税実施およびその終了理由について検討している。とくに、スリランカでの終了の理由については、これまで漠然と仕組みが複雑で実施が困難であることや貯蓄や投資を増やす効果がなかったことが示されてきた。また支出税も租税である以上は租税の目的である財源調達(税収)能力が期待したほど得られなかったという可能性も疑ってみる必要がある。スリランカにおいては、支出税とは貯蓄や投資を増やすことがなく、そのうえ財源調達にも貢献しなかったというのが帰結であるならば、その根本的な原因をどう解決して16年の歳月において、同国で支出税が再開することになったのかについて謎である。そのため、これまでの言われている支出税終了の主な理由を貯蓄・投資誘因効果不足ならびに税収調達能力不足以外にも考えられる要因を検討した。つぎに、第2次支出税実施とその理由についても検討するが、第1次支出税終了理由と第2次支出税終了理由を区別すること、そのうえで主たる理由は貯蓄や税収以外の理由であったために支出税は再開されたことを明らかにしたい。

## 第1章 1959年のセイロンにおける支出税の実施

1959年4月7日にスリランカ自由党の創始者であるS.W.R.D.Bandaranaike政権下で同党のStanley de Zoysa蔵相が下院で新税の提案を行っている(NK9/5/75)。この時、総選挙で統一国民党より政権を奪取したBandaranaike首相は56年4月よりすでに3年間首相職についており、この間の政権運営により自身の政権下でこのような新税を準備する時間が十分にあったといえる。ま

た、イギリスから独立してまだ約十年であり、タミール語やシンハラ語のみならずエリート層を中心に英語への理解があり、イギリス連邦国ゆえにイギリスからのアドバイザーを受け入れやすい状況にあった。そんな状況の中で、当時ケンブリッジで教鞭をとる Kaldor に、アドバイザー就任への依頼が舞い込んだ<sup>6)</sup>。そして Kaldor はアドバイザー就任についても支出税実施についても、かなり前向きな姿勢であった<sup>7)</sup>。Kaldor (1980) が提案した改革案はセイロンの直接税改革案の論文が詳しいのでここでは割愛するが、ここでは、セイロンが実施するにあたり支出税に求めたものを確認したい。セイロンにおける支出税導入の目的は導入当時の Stanley de Zoysa 蔵相 (1958) がその 1958-1959 年版のセイロンの予算演説で示している。

### 1) 所得税に代わり税収を獲得する

予算演説で「高い限界税率となる所得税部分にかわり支出税を課す (NK/9/5/38)」と記されている以上は、所得税に代わってしっかりと税収をあげることができないと代わりとはいえない。セイロンでは個人税という名称で財産に対する課税、消費支出に対する課税、贈与に対する課税の 3 つの課税を合わせたものが導入されている。導入前に政府により設定された目標額として個人税の一角を担う支出税は初年度の税収予測は 900 万ルピーの半額の 450 万ルピーであると設定されている (NK/9/5/822)。

### 2) 政策目的—資本形成、貯蓄促進—

予算演説でもはっきりと「贅沢な支出を抑制して資本形成を促進する (NK/9/5/38)」と記されている。実施前から、1958 年 7 月 18 日付の Ceylon Daily News (city edition) などでも話題になり、支出税は富裕層だけに影響することと、セイロンの教育、結婚や葬式、医療費、他の直接税や住宅の購入を含む投資は控除されることなどが報じられている。さらに同紙では Kaldor が言うように、所得のみに課税するのは不公平だけでなく、贅沢な支出を抑制し資本形成を刺激する目的もすまないと報じている。

このように、所得税を減税する分の税収を確保しつつ、政策目的を達成できるというのが個人税に期待されている。

## 第 2 章 1961 年にセイロンで支出税が機能停止した理由

1961 年に Sirimavo R. D. Bandaranaike 政権の Felix Dias Bandaranaike 蔵相が支出税を停止させている。これについて、Kaldor は 1960 年 11 月には Kaldor の提案した税制に替わる案を画策していると聞いたがどうなのか、と計画立案委員会の Gamani Corea に問い合わせをしている<sup>8)</sup>。開始から僅か 1 年で支出税は終了している。それでは第 1 次支出税実施がなぜ終了することになったのか。ひとつひとつ議論を整理してみたい。

### 1) 予定どおりの税収を得られなかった

セイロン銀行の報告書による期待はずれという批判もあり、新税である個人税は失敗であったと解釈する説もある<sup>9)</sup>。というのも当初の財政予測では、個人税の初年度(59-60年)は1,850万ルピーである。その内訳として支出税の予測は年あたり900万ルピーであるがの初年度の対象期間が実質半年もないので450万ルピーであり、同様に富裕税からの税収予測は1,200万ルピー、贈与税は200万ルピーとされている(NK/9/5/822)。ところで税収についてはKaldorの提案通り設計されなかった経緯がある。例えば、支出税率を最高300%で提案していたが、200%で実施された。1961年9月末時点でこの個人税の実際の税収額は予測金額に対して37%ほど欠ける1,170万ルピーに達している。この税収額に対してN.Nagenthiramが手紙で綴っているような職員不足の中でよくこれだけ税収を集めたという解釈も成立するので、これをもって期待した税収が得られなかったと理由づけできない<sup>10)</sup>。

### 2) 資本形成や貯蓄促進が進まなかった

これについては、Kaldorの論文が発表された时期的にもその論文のなかで効果について言及はなく、これまで確認できなかった。しかし貯蓄効果ついて支出税を導入したことで効果が期待できたのかという問いに答えている人がいる。それは1960年10月14日の国会議事録に掲載されている、F.R.Dias Bandaranaike財務大臣の発言である。同氏は1959年よりStanley前財務大臣の下で導入されたKaldor税制について、ある程度の期間にわたり実施されることなく、評価が下されてしまうのは実に不公平なことだと述べている<sup>11)</sup>。

さらに1976年の予算演説のなかで、1961年当時の支出税導入を振り返ってFelix R. Dias Bandaranaike蔵相は支出税の効果について言及している。そこでは所得税に代えて支出税を導入することは貯蓄を勧めて贅沢な消費を抑えることになるという。セイロンでの1961年の経験をふまえて「支出税では貯蓄の取り崩しが税負担を純増させるために、貯蓄や投資を促進する効果があるというのは正しい。」と語っている。この点からも後のスリランカ政府はセイロン時代の支出税と資本形成や貯蓄促進についてその速度はともかく正の効果を認めている。

### 3) 政治的混乱

セイロンでは1959年9月にスリランカ自由党のS.W.E.D.Bandaranaike首相暗殺事件が起きている。後任は文部大臣であった同党のDahanayaka大臣が首相に就任し半年間だけ内閣を率いている。半年というのは翌年の1960年3月の選挙にて、現職の首相でありながら下院議員としての資格を失ってしまったのである。その後のDudley Senanayake首相は4ヶ月で政権を閉じることになり、やがて1960年8月より5年続く事になるSirimavo Bandaranaike首相が就任する。

この間に支出税など国税を所管する大蔵省の責任者は、個人税(支出税)を導入したStanley de Zoysa蔵相、M. M. Musthapa蔵相とスリランカ自由党が続くも、Dahanayaka内閣の退陣で1960年3月からのDudley Senanayake内閣に政権交代したのを機に統一国民党出身者のOliver

Goonetilleke と J. R. Jayewardene が相次いで蔵相となる。しかし 1960 年 8 月の Sirimavo Bandaranaike 政権に政権交代すると、スリランカ自由党出身者の Felix Dias Bandaranaike 蔵相が就任する。

この支出税の実施期間中に生じた首相暗殺と 2 度の大きな政権交代は政治的混乱といえるのだが、上述の通りこまかく時期を追っていくと政治的混乱は第 1 次支出税実施に大きく影響してないといえよう。それは、支出税導入は S. W. R. D. Bandaranaike 首相の下で行われ、同税の機能停止は Sirimavo Bandaranaike 首相の下で行われている。つまり、どちらもスリランカ自由党政権下でおきているので政権交代とは直接関係がないようである。最初の支出税導入はスリランカ自由党政権下で生じたが、さりとて他党での抵抗が大きいことは確認できなかった。たしかに、第 1 次支出税導入期に重なるように、独立したばかりのセイロンでは政治の混乱があったのだが、これが支出税を直撃したとはいえないようだ。

#### 4) 行政能力の限界

先行するインドではそれぞれの別の法案として導入されていたが、先述のとおりセイロンでは支出税が富裕税や贈与税とともに個人税法にまとめられて実施されている。支出税はこれまで所得税下で高額所得部分に対し高い限界税率で課していた部分に変えて実施された。つまり、一定の所得額までは所得に課税しこれまで同様の税務行政を行うのだが、それを超えた高額所得者についてのみ所得に加えて支出額算定作業が加わる事になる。突然すべての納税者の計算方法を変えるのではなく、一定の所得額を超えた人だけを対象とすることで、緩やかな直接税改革にするというのがカルドアのアイデアであった。制度設計の際には Kaldor は所得税の最高税率を 45% で何度も提案したが、60% となった。Stanley 大臣宛てに、新税の負担が重くなると、納税者は非協力となると警告している (NK/9/5/634)。

加えて、さきに内国歳入庁の N.Nagenthiram と Kaldor との手紙のやりとりでも、内国歳入庁の職員不足について記述がある<sup>12)</sup>。そして第 1 次支出税実施を終わらせた張本人である Felix Dias Bandaranaike 蔵相は当時を振り返り「私は 1961 年に支出税を廃止した。私がそうした唯一の理由は内国歳入庁には、その当時に税を管理するだけの能力がなかったということであった。(75 年 11 月に発表された 76 年 Bandaranaike 蔵相の予算演説)」と語っている。このような公的な場での蔵相の発言からすると、第 1 次支出税実施は行政能力の限界を超えていて時期尚早であったということになる。

### 第 3 章 スリランカでの再度の支出税導入およびその停止の理由

#### 3-1 1976 年に支出税が再度試みられた

支出税の再開は、1975 年 9 月より再び任命されたばかりの Felix Dias Bandaranaike 蔵相のときであった。1976 年に支出税の再導入が検討されたとき、同年 11 月にスリランカの大蔵省の書記官

Lal Jayawardena から Kaldor に手紙が寄せられている。その手紙の中には、「あなたの提案による1950年代後半に実施するには早過ぎた租税体系を完全に復活させる機会が到来しました(NK/9/5/229-230)」とあり、政府としては、支出税の停止理由である税務行政が追いつかなくなったことに何らかの対処を施し、停止する理由がなくなったという判断をしたことを示しているのではないだろうか。そして「インドにおいて中止に追い込まれた税の抜け道もなく、以前スリランカで実施した租税の組み合わせを変えることもなく、Kaldor 提案の租税を実施できる又とない機会を得たと思っています。あまりに高すぎる所得税の限界税率を設定すれば Kaldor の考案した税制が崩れてしまうと私に言っていたことをよく覚えています。(NK/9/5/229-230)」と続けているので、基本的には Kaldor が関わった第1次支出税の実施形態と当時の議論を理解していることを伝えている。もう一つ分かる事は、第1次導入時はセイロン政府と Kaldor の間で手紙や訪問などかなりの行き来があり Kaldor も導入に熱心だったことが伺えるが、第2次導入時そのようなやり取りの痕跡があまり残っていないことから、どちらかという当時のスリランカの政権がその判断で復活させたという要素が強いようだ。さらに大事なことは当時のスリランカで貯蓄の減少がより深刻化したことが1963年の中央銀行のレポートでも示されている<sup>13)</sup>。1976年11月に F. D. Bandaranaike 蔵相は1977年度予算演説の中で「強制貯蓄と所得制限を廃止した。所得制限については76年4月から支出税の実施に代わった。同税が無駄な奢侈品の消費支出を抑えるためである。(Ceylon Daily News, Nov 4, 1976.)」と述べ、支出税に貯蓄促進効果をふたたび期待したのである<sup>14)</sup>。

### 3-2 1977年11月に支出税は再び廃止となる

第2次支出税実施の終わり方は、第1次の政治的事情とすこし違う。スリランカ自由党の第2次 Sirimavo Bandaranaike 政権が政権を返上することになり、1977年7月に統一国民党の J. R. Jayewardene 政権になるという政権交代が生じた。当然、蔵相もスリランカ自由党の Felix Dias Bandaranaike 蔵相から、統一国民党の Ronnie de Mel 蔵相へと変わった。つまり、1976年にスリランカ自由党が再開させた支出税だったが、1977年11月には統一国民党の蔵相による1978年度予算演説のなかで直接税改革の一環として支出税を廃止すること、それと同時に個人所得税の最高税率を50%から70%に引き上げること、住宅を取得しやすいように建設業者への売却利潤に対する減免税を実施、税制調査会を設けて税制の簡素化に努めることが発表されたのだ<sup>15)</sup>。住宅という資産形成を促進させるために建設業者への減免税により販売価格を抑える施策とし、支出税をやめて所得税に一本化し、さらに税の簡素化もすすめていくというのだ。経済の自由化を掲げる統一国民党にとっては支出税のようにじわじわと貯蓄や資産に影響するものではなく資産形成に即効性がありすぐに目に見える効果がでる施策を求めたこと、税務行政上複雑な税制よりも簡素なものを求めたことの現れである。加えて、経済学者・Kaldor が積極的に関与した第1次支出税導入とは違い、実施前に Kaldor へ通告があったものの第2次支出税導入はあくまでスリランカ自由党による施策というイメージが強かった可能性がある。それゆえ、政権交代とタイミングを同じくしてその期待される効果を確認する時間も与えずに僅か1年で、廃止を発表された可能性が否めない。

## 第4章 2度のスリランカでの支出税廃止とその影響

これまで、支出税の実施はインドおよびスリランカで実施されてきたことが知られている。とくにインドでの支出税は最初の事例であったこともあり大変注目され、その実施内容や支出税廃止の経緯などが数多く報告されている。しかし、スリランカでの支出税についてはインドほど注目されることなく、ましてや16年の隔たりで2度にわたる同税の実施と廃止について、注目されようもなかった。それは、70年代に入るとすでに Kaldor 提案の支出税は古典的支出税となり、その改良タイプである W. Andrews 提案の現代的支出税に議論が移行する時期だったからだと思われる。しかし、所得税が当初考案され実施されはじめてから長い時間が経過した今も、改良されつつ多くの国で基幹税として現行税制に組み入れられていることを考えると、たかだか半世紀前や40年前の支出税の経験が古くて使い物に成らないと考えてしまう理由が見当たらない。誤解を恐れずにいえば、スリランカでの支出税の実施経験は、支出税のなかでは最新の実施経験なのだ。そこで、スリランカでの支出税廃止をもって、支出税というスキームは実施困難とするのではなく、この廃止から僅かなことでも学ぶべきことを得て今後の参考としたい。

これまでスリランカでの支出税の廃止は、実施するには複雑すぎて困難であること、資本形成や貯蓄促進が進まなかったことに理由が求められてきたようだ。しかし、2度の同税廃止経験を通してみてもう少し複雑な理由が見え隠れする。

まず、1) 税収に関しては第1次実施のときの資料からすると個人税収は予測税収のとおり満額とはいかないまでも新税の初年度としてはおおいに健闘した。このことから大きくネガティブな理由とはなりえない。ましてや、付加税として一部の高額所得者のみを対象にしていたことや政策的導入という側面もあったことを考えると大きく重視されていないと考えられる。つぎに2) 資本形成や貯蓄促進が進まなかったことについては、理論的に正しいと思われるが数年の蓄積によって確認されるべきことで、1年程度の実施ではその効果を目視し検証できていないというのが実際のところだろう。

それでは、何故に廃止となったのか。第1次支出税の廃止の要素として大きいと思われるのは、理想から離れた制度設計と当時の税務行政能力の限界である。そして、第2次支出税の廃止の要素として大きいと思われるのは、政治的理由つまり単純に政権交代だけでなくそれに伴い国民の不満や要望に対して早く結果を出す必要があったことと、複雑化した税制に対する行政能力の限界または徴税費用抑制が原因であった可能性がある。

すでに歴史に埋もれてしまったことではあるが、セイロンにおける第1次支出税がたった1年で廃止されていなければ、Kaldor は彼が助言を求められているメキシコ、ガーナ、プリティッシュギアナといった国の税制でも実施する心づもりがあったことである<sup>16)</sup>。今となると支出税の実施はたった2カ国での僅かな経験となってしまったが、実はセイロンの決断が他国の税制にも大きく影響していて、もしかすると3カ国目や4カ国目での実施の可能性もあったかもしれない。

## おわりに

支出税とはこれまで現行所得税の不具合を改善することに貢献するかもしれないが、とにかく実施が困難な税であるという認識で見られる事が多い。スリランカの事例は、所得税をそっくり置き換える訳ではないのでその不具合改善に大きく貢献するものではなかったが、実施が困難かどうかを検討するには好材料であった。本論文で得た支出税廃止の理由のなかで、税務行政能力を考えて支出税の制度を設計したのかどうかは注目すべきポイントである。本論文では、スリランカにおける支出税(個人税)の制度設計を紹介しそれが税務行政にどの程度負荷がかかるのかについて検証することまで至らなかった。さらには、当時の税務行政にふりかかった負担は、古典的支出税から現代的支出税への転換で改善するものなのかという点にも大変興味がある。そこで、ぜひこのあたりを充実させた研究として今後も継続させ、次の論文へと繋げていきたい。

### 参考文献

- 白井邦彦(2015)「混合型支出税における Fisher と Andrews の類似性」『亜細亜大学経済学紀要』亜細亜大学経済学会。  
 北口りえ(2014)「所得課税における所得概念」『駒沢大学経済学論集』46(1), 駒澤大学経済学会。  
 木村雄一(2014)「N. カルドアと支出税: J.S. ミルと J.K. ケインズを通じて」『一橋大学社会科学古典資料センター』。  
 篠原章(1984)「インドの支出税」『成城大学経済研究』(87), p79-p103, 成城大学。  
 宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。  
 八巻節夫、半谷利彦、塚本正文訳(2004)『累進消費税-活力を生む新税制-』文眞堂。  
 Felix R. Dias Bandaranaike (1975) *Budget Speech 1976*, Republic of Sri Lanka.  
 Neal Boortz (2008) *FAIRTAX: THE TRUTH*, HarperCollins Publishers.  
 Nicholas Kaldor (1955) *An expenditure tax*, G. Allen & Unwin. (時子山常三郎監訳(1963)『総合消費税』東洋経済新報社。)  
 Nicholas Kaldor (1980) *Reports on Taxation Vol. II*, Duckworth.  
 NK9/5/1-11, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/38, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/75, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/573 The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/581 The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/587, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/592, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/634-636, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/616, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 NK/9/5/822, The papers of NK, in King's College Archive Center, Cambridge.  
 The Hon. STANLEY DE ZOYSA (1958) Budget Speech 1958-1959, Department of Information Ceylon.  
 The Hon. U.B. Wanninayake (1965) Budget Speech 1965-1966, Govt. Press, Ceylon.  
 Parliament of Sri Lanka HP "Prime Ministers" <http://www.parliament.lk/en/prime-ministers> (2016年7月閲覧)  
 日本貿易振興機構(ジェトロ) HP「アジア動向データベース」  
<http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/1977/305/1977305REF.html> (2016年7月閲覧)

### 注

- 1) USA 税提案とは、家計に対する支出税と事業にたいする控除型付加価値税を組み合わせた税制改革法案で、1995年にアメリカ議会に提案されている。
- 2) Kaldor (1955) は第8章の付加税改革案のなかで「免税点が高くて、負担が狭い範囲の納税者にかぎられるような消費税を導入することが、消費税原理に向かって前進する唯一の実行可能な方法であるということになる」として、所得税を支出税に置き換えるのではなく、所得税と一緒に実施できる支出税の導入が行政面で負担が少ないと述べている。

- 3) とくにインドの支出税の廃止理由については篠原（1984）が詳しく、インド固有の投資財事情や支出税法案の不備などの理由が挙げられている。
- 4) ここでの論文集の出版年は1980年となっているが、Kaldorの「セイロンの直接税改革案」自体は1958年の作品で、セイロン政府で刊行している（NK/9/5/1-11）。したがって、第1次支出税終了や第2次支出税終了の理由などには言及されていない。
- 5) これまでスリランカの支出税終了の理由としては「インドとスリランカで史上はじめて実施に移されましたが、いずれも『実行不能ないし非現実的』との理由からごく短期間で廃止されてしまいました（宮島1986）」、「インドとスリランカはkaldorの提案の下で支出税の導入を二度試みたが、複雑であるという理由で、いずれも廃止した。（白井2015）」、「インドとスリランカに導入された支出税は、その執行困難性から短期間で廃止となり（北口2014）」、「1963年に廃止された。限られた富裕高所得層に過重課税となり、貯蓄投資誘因をねらう支出税も初期の効果をあげることができなかった（木村2014）」などと語られてきた。
- 6) Kaldorへの新税導入提案を要請したのはS.W.R.D.Bandaranaike首相だったことが大蔵大臣からの手紙に書かれている（NK/9/5/552-560）。
- 7) Kaldorはよく海外に向かうようだが、セイロンの直接税改革の際にも、国家計画審議会の要請に応じて7月から9月の長期休暇を利用して協力するための訪問を計画している（NK/9/5/581）。また、内国歳入庁のN.Nagenthiramには1958年5月にKaldorから「税制改革に注目しているので、私はあなたが欠席でも改革の推進力を失わずにいられたことを幸せに思っています。」などとその期待の高さを表す手紙を送っている（NK/9/5/573）。このように、Kaldorは、セイロンの直接税改革にはとても精力的に関わっている。
- 8) Kaldorは計画立案委員会がKaldorの税制案を廃するための代替案を検討していると経済学者のUrsula Hicksから聞いた。そのため計画立案委員会のGamani Coreaに問い合わせの手紙を書いている（NK/9/5/592）。
- 9) 1960年10月にKaldorが内国歳入庁のN.Nagenthiramに宛てた手紙にこう書かれている。9月の中央銀行会報（セイロン銀行の報告書）の抜粋によれば、新税は期待はずれであり、そしてあまり歳入を集められなかったと書かれている。それゆえに、内国歳入庁のN.Nagenthiramを心配しているといった主旨のものだった（NK/9/5/591）。
- 10) 1962年3月に内国歳入庁のN.NagenthiramからKaldorに送られた手紙によれば当局においてあなたの提案に基づき、この状況下でできるだけ機能するように新税を導入したのだが、結果として限られた職員という事情もあり納税に対する抵抗をゆるす事になったのだという。そして1961年9月30日終了の会計年度の個人税の徴収額はおよそ1,170万ルピーとなった。この税額の算定を遅らせるような多くの困難が当局をとりまく状況でありながら、この徴収額を集めたことは不満足な数字だと考えられていないといったことが書かれている。この手紙を見る限り内国歳入庁の職員不足で、新税の徴税が完全ではなく、行き渡らない点があることが認められる（NK/9/5/582）。
- 11) 1960年10月14日の国会議事録によれば、F.R.Dias Bandaranaike大蔵大臣は1959年よりStanley前大蔵大臣の下で導入されたKaldor税制について、ある程度の期間にわたり実施されることなく、評価を下してしまうのは実に不公平なことで、支出税提案の単なる実施予告だけで消費支出を抑制できないということが分かったと述べている。しかし、初年度においてKaldorの予想が現実に成らず貯蓄がすすまない事は確かであって、このような消費支出を止めるために追加で所得税を課すことにしたという（NK/9/5/587）。
- 12) 先の注にも記したがNK/9/5/582をみると、内国歳入庁の限られた職員だけでは納税に対する抵抗をゆるし徴税しきれないといった記述がある。
- 13) HON.U.B. Wanninayake（1965）の中に、1963年の中央銀行レポートが引用されている。
- 14) 1976年度の予算演説の中で大蔵大臣は、支出税は強制貯蓄や所得制限より効果的に働くことを確信していると述べている。
- 15) 日本貿易振興機構（ジェトロ）HPに大蔵大臣による1978年財政演説提案が記載されている。
- 16) 1958年6月にKaldorはセイロンにある計画立案局のGamani Coreaに宛てた手紙の中で「1959年に導入された税制改革で得た経験をあなたとSittampalamに再三お尋ねしているがまだお返事をいただいていない。私がお願しているその訳は、ただの好奇心ではなく、この間にほかの諸外国政府（メキシコ、ガーナ、ブリティッシュギアナ）から同じような税制改革の助言を求められているからです。そしてそのためには、私の提案により計画を行い、あなたがたが経験した税制の集計結果を得ることがとても大事なのです。あなた方お二人はいつも手紙で知らせてくれたので、私はこの租税提案はあまり成功しておらずして断念したのではないかと思います。」「私はあの新聞から、あなたが政治的な混乱に今もなおまはまっているのだらうと理解しています。私としてはそのような事態と新税が関係のないこと願っています。ガーナやイギリス領ギアナにおいて、新税をすぐに導入することで同様のトラブルを抱えることになってしまうのでは思えるからです。（NK/9/5/616）」と述べ、セイロンの支出税成功いかんでは他国での同税実施を検討していたことを明かしている。

（2016年9月28日受理）